

福祉民生常任委員会会議録

平成22年12月21日

北 見 市 議 会

午後 1時07分 開 議

○(桜田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(辻 局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名であります。浦西委員は用務のため欠席される旨届け出がありました。

以上であります。

○(桜田委員長) 本日は、議案審査に先立ち市内公共施設の視察を予定しておりますのでよろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

午後 1時08分 休 憩

午後 1時18分 再 開

※市内公共施設の視察

午後 2時35分 休 憩

午後 3時01分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第4回定例会におきまして当委員会に付託されました議案の審査を行います。

本日は付託後最初の委員会でありますので、理事者より提出されております資料に基づき説明を求めた後、一定の質疑を受けることにしたいと思ひます。

なお、基本的に答弁につきましては、次回の委員会でご求めることにしたいと考えているところでありますが、このような取り進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第23号北見市墓地及び霊園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(三田部長) ことしの12月定例会に市民環境部

より追加提案させていただきました、議案第23号北見市墓地及び霊園条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

北見市墓地及び霊園条例の一部改正につきましては、緑ヶ丘霊園、納骨堂の使用料改定に関するもので、納骨堂は、今年度全体的な改修工事を実施しており、ことしの9月議会に提案しておりました緑ヶ丘及び北見ヶ丘霊園の霊園使用料など、全庁的な使用料・手数料の見直し提案には、工期の関係で間に合いませんでしたが、今般、改修工事が了しましたことから、12月議会に追加提案をさせていただきました。

詳細につきましては、環境課長から説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○(松崎課長) それでは、緑ヶ丘霊園納骨堂の使用料改定に関しましてご説明させていただきます。

緑ヶ丘霊園納骨堂につきましては、今年度全体的な改修に向け、4月から7月にかけて調査設計を実施し、その後8月末から改修工事に着手し、11月末で工事を完了したところです。

資料1ページをごらんください。北見市墓地及び霊園条例新旧対照表の別表第3につきましては、第15条の霊園使用料及び第16条の維持料に関わるものでございまして、今回改定を予定しております緑ヶ丘霊園納骨堂の使用料及び維持料について、現行と改正案を対比して掲載しております。

資料2ページをごらんいただきたいと思います。旧納骨堂の概要について掲載しております。納骨堂は昭和36年の使用開始以来、49年が経過しておりますが、その間建物の内装及び階段の一部改修など、部分的な改修を実施してきた経過はありますが、使用料の見直しに関わるような納骨堂本体の改修整備は実施しておりませんでした。今年度、内装外装を含め納骨堂を全面的に新設整備するなど、全体的な改修整備を実施したことから、納骨堂の新設設置に要した事業費原価をもとに使用料の見直しを予定するものでございます。

次に、資料3ページをごらんいただきたいと思ひます。使用料の算出根拠についてであります、使用料につきましては、使用の許可を受ける際に1回に限り納めていただくものでございます。使用料の算出に当たっては、納骨壇の作製設置等に要した経費859万6,800円をもとに1壇当たりの原価として算出しております。

今回、整備した納骨壇は、これまでと同じ1間口用が288壇、2倍の大きさのものが60壇の合計348壇であります。これまで、納骨壇の設置している場所によりまして、A級3,000円、B級2,000円、C級1,000円の使用料の設定で、比にしますと3対2対1でありましたことと、今回このA級、B級、C級に対応いたします2倍の大きさの壇の区分、D級、E級、F級というものを新たに整備いたしました。

この使用料の改定に当たりましては、これまで同様、壇の設置場所による比率と、新たに壇の大きさによる比率から区分ごとに使用料を設定しまして、それぞれの壇数に新料金を掛け合わせた合計が、納骨壇の整備に要した経費、859万6,800円に見合うように算出をさせていただいております。その結果、3ページの(3)のところに新使用料としてお示ししておりますが、現行A級3,000円のを3万円に、B級2,000円のを2万円に、C級1,000円を1万円に改定するとともに、新たに整備いたしました2倍の大きさを有するD級のものを6万円に、E級のものを4万円に、F級ものを2万円に設定したいと考えております。

なお、設定に当たりましては、全庁的な使用料・手数料改定に際し、基本的な考えとして示されておりました上限改定率20%を適用させることは、施設の使用目的あるいは対象者、それから施設の経過年数、改修内容等から見まして合理的ではなく、納骨堂の建設本体の改修費は全額市費負担とさせていただき、直接使用していただきます納骨壇本体の作製設置に要した経費につきまして、100%使用者負担の考えで使用料を算出させていただきました。

また、維持料につきましては、現行1壇年間400円でございますが、維持料の原価につきましては、前回の改定以来、特段変更がございませんことから同額で据え置きとさせていただき、改定の時期につきましては、全庁的な使用料改定にあわせ、来年4月1日を予定させていただきたいと考えております。

4ページをごらんいただきたいと思ひますが、4ページに納骨堂の概要図を掲載しておりますが、黄色とオレンジ色でマーカーをしている部分に、右側にお示しのような納骨壇を、合計348段設置しております。

また、本日、緑ヶ丘霊園が降雪、凍結により現地視察をしていただくことができませんでしたことから、追加資料といたしまして、納骨堂の改修後の写真を追加資料として提出をさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

また、納骨堂の今回の改修に当たりましては、内部の照明につきまして、自然光を取り入れるとともに、LED照明を採用した省エネ設計とさせていただいております。

以上でございます。

○(桜田委員長) 資料の説明が了しましたので、質疑を受けてまいりたいと思ひますが、最初に申し上げたとおり、答弁につきましては、次回の委員会で求めることとしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、資料の要求があればあわせて発言を願ひます。

質疑のある方は、発言願ひます。

○(鎌水委員) 現在の使用率だけお聞かせください。

○(桜田委員長) きょうは……。すぐ答えれるなら答えてください。

○(後藤係長) 今までの旧納骨堂につきましては、全部で959壇ありまして、66壇が使用されておりますので、率にしますと7%くらいになると思われま

以上でございます。

○（熊谷委員） 今回この改定で、単純に比較はできないでしょうけれども、料金的にいうと10倍の値上がりになっているということで、原価計算や何かの関係は3ページに出ているので、こういう原価計算上でそうなるということについては、理解はできるのですけれども、今最後に説明の中で言われました、いわゆる建物は市でしっかり持って、使うこちらについては100%使用者というか、使う人の案分だということだったのですけれども、先ごろ使用料・手数料の委員会もありましたけれども、そこを100%というような見方の問題、その根拠と申しますか、その辺をぜひ示していただきたいと。

確かに、その公共性ということになるとどうなのかという部分があるのだけれども、でもやはり最終的にはどうしても公的にというか必要なものだと思うので、その辺で100%使用者負担という根拠をぜひ示していただきたいということと、それから確かに、金額的には10倍になったからといって、そんなに驚くような数字ではないかもしれないけれども、やはりお墓や何か造れなくて、そしてこの納骨堂に頼らなければならないという人であれば、経済的な部分でもかなり大変な人も多いのではないかと思うので、例えばこういう部分でいわゆる減免だとか、それから減免が難しくても分割の納付だとか、そういうようなものが考えられないのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○（合田委員） ただいま使用されているお骨の体数が66というお話がありましたけれども、この方たちがこの新しいところに入るときに、AからFランクまでいろいろな場所があると思うのですが、間口が2つというところは関係ないかと思うのですけれども、どこでも自由に選べるのか、そして新使用料との関係、その辺りの説明をお伺いしたいということと、二つ目が、地方の方が北見市のここに入れたいという場合はどういう制約があるのかということと、一つ具体的な例があるのですけれども、網走市

の方が、両親のお骨2体あるのですが、それを北見市に入れたいと。入れたい本人は生活保護の受給者なのですけれども、こういう方の場合どうなるのだろうかという具体的な例も一つお聞きしたいということが2点目です。

3点目は、北見市内の方で生活保護を受けている方とか、市民税非課税世帯とか、そういう方への何か配慮とかあるのであればお聞きしたいということが3点目です。

4点目ですけれども、定例会の一般質問の中で、合同墓の検討もという部分があるのですけれども、例えばこの66体の中で引き取り手がないようなお骨があるのだろうか。もし、その合同墓もこれから検討していくというのであれば、具体的な検討がされているのかどうかという部分。

この四つをお聞きしたいと思います。

○（高橋委員） 今関連して、一般質問の中で合同墓地というのですか、そういう話も出た。その前に、市でいろいろ社会情勢が変わってきているので、市長の答弁によりますと、維持料の納付について毎年送付しているということなのですが、その送付後の払い込みの現状というとおかしいのですけれども、実態として一体どうなのか、維持料について100%それは払い込みが返ってきているのかどうか、そここのところも後ほど参考までに示していただきたいと思えます。

以上です。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。なければ、暫時休憩いたします。

午後 3時16分 休憩

午後 3時17分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第8号北見市夜間急病センター条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（五十嵐室長） それでは、第4回定例会で提案させていただきました、北見市夜間急病センター条例につきましてご審議を賜りたいと存じます。

北見市夜間急病センターにつきましては、平成9年12月から北見赤十字病院で担っていただいているところですが、同病院では、勤務医が過重労働となっており、夜間急病センターを継続するとさらなる医師の退職につながるとの理由から、早期の移管を要望してございました。このことから、北見市医療問題協議会でご協議をいただき、昨年6月に同協議会から提言をいただいたところでございます。この提言に基づき、夜間急病センターの設置場所につきましては、旧夜間救病診療所があった保健センター1階に設置することとして、第3回定例会で耐震費などの補正予算を決定いただいたところでございます。

1次救急医療は、市民が安心して生活を営むためにはなくてはならないものであり、1次救急医療の空白時間をできる限り少なくすることが必要であると考えてございます。

今般、北見市夜間急病センター条例につきまして、提案をさせていただいたところでございます。条例の詳細につきましては、担当主幹から説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○（穴田主幹） それでは、第4回定例市議会に提案しております北見市夜間急病センター条例について、提出しております資料に基づきましてご説明させていただきます。

夜間急病センターは、365日夜間における初期医療を提供する医療機関であり、市民生活を守る上からも市の責任において設置するものでありますことから、同センターの来年4月の開設に向けて設置に関する条例を提案するものです。

資料1ページをごらんいただきたいと思います。第1条の設置についてですが、夜間における急病患者に対し応急的な診療を行い、もって市民の健康保

持に寄与するため、北見市北6条西2丁目1番地に北見市夜間急病センターを設置することとしております。

第2条の診療日及び診療時間についてですが、急病センターの診療日及び診療時間は、診療日は毎日、診療時間は午後7時から翌朝の午前7時までとし、ただし、市長が特に必要があると認めるときは、診療時間を変更し、または臨時に休診することができることとしております。

第3条の診療科目についてですが、急病センターの診療科目は、内科と小児科とすることとしております。

第4条の事業についてですが、急病センターは次に掲げる事業を行うこととし、一つ目としては急病患者に対する応急的な診療、二つ目としてはその他急病センターの設置目的を達成するために必要な事業としております。

第5条の使用料及び手数料についてですが、急病センターにおける診療その他の業務については、使用料及び手数料を徴収するとし、第2項では診療に係る使用料の額は、健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律、第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定する額とする。

第3項では、診断書及び証明書の交付に係る手数料の額は、1通につき5,250円を超えない範囲で市長が別に定める。

第4項では、第2項の規定より算出することが困難な使用料の額は、実費を基準として市長が定めることとしております。

第6条の使用料等の減免についてですが、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、または免除することができることとしております。

第7条の損害賠償についてですが、急病センターの施設、備品等を毀損し、または滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければ

ならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りではないこととしております。

第8条の委任についてですが、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

私からの説明は、以上で終わらせていただきます。

○（桜田委員長） 資料の説明が了しましたので、質疑を受けてまいりたいと思いますが、答弁につきましては、次回の委員会で求めることにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、資料の要求があればあわせて発言を願います。

次に質疑のある方は、発言願います。

○（高橋委員） この北見市夜間急病センターの条例について、まだはっきりと医療スタッフの確定がなされていない中ですが、市長の今回の本会議の答弁を見ますと、基本的には当面北見市が直営方式でやるということですから、そしてその中で、医療スタッフについてもある程度、常勤または非常勤医師が常時1名体制とか看護師が何名体制とか、事務職員は何名体制とかという話を答弁をしておりますので、今後直営体制でいく時に、市としての予算措置というのが、年にどれくらいの規模になるんだろうということが1番気になるころですので、今、時間帯は違いますけれども北見赤十字病院でもやっていますので、そちらの患者の数によってもいろいろシミュレーションが違ってくると思うのですが、そういった財政措置をどのくらい予測しなければならぬのかということの説明資料をできればお願いできないかと思っておりますので、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○（合田委員） 第2条の診療時間なのですが、午後7時から翌朝の7時までとなっております、今までは翌朝8時半までだったのですが、この時間が変わったというのは何か理由があるのか

ということですか。

○（穴田主幹） 合田委員のご質問にお答えさせていただきます。北見市夜間急病センター条例で診療時間が翌朝7時までになった理由等のご質問でございますが、地方から来る先生方も当然次の日、また自分のところに行って診療並びに医師の業務があるということで、帰宅時間だとかそういうことを考えたときに、翌朝8時半では次の日の自分の本来の業務に支障を来すということで、全道的にいろいろ確認、精査をしながら、翌朝7時ということにしたところでございます。

以上でございます。

○（熊谷委員） さきほどの高橋委員の質問とも関連するのですが、やはり具体的に北見赤十字病院との夜間急病センターの契約は、年明けて3月までということになっていきますから、当然北見市夜間急病センター、規則で定める日から施行することになっているけれども、当然その後すぐということになると思うのです。そうなるとやはり年が明けるともう、すぐ目の前ということになりますので、いわゆる医療スタッフの関係、人的な保障の問題、どういう見通しを持っているのか、細かいことまでなかなかこれは人の問題ですから大変だと思うのですが、その辺の見通しとか次回で結構ですのでそれをはっきり示していただけませんかと思いません。

あと、条文の中で例えば第6条の特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、または免除することができるという、これは要するに保険を使うから保険の関係での、例えば減免だとか生活保護世帯のそういう問題でこの条文があるのだという、そういう理解でよろしいのかということです。

○（津幡主幹） 第6条につきましては、使用料の減免という項目でございますけれども、これは現在の市立診療所、上常呂診療所の条例にもこういう条文が入っております、熊谷委員の質問の内容に合致した形で設置をさせていただいております。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、暫時休憩いたします。

午後 3時28分 休 憩

午後 3時28分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦勞さまでした。

午後 3時28分 閉 議
